

塩尻市公立保育園副食費徴収基準額表（3歳・4歳・5歳児クラス）

		国の減免制度		市独自の減免制度			(月額：円)
		月額副食費 ※ () 内は30分毎の長時間保育料					
税額による区分		小学校就学前の兄弟がいる場合 (世帯における兄弟姉妹のうち、小学校就学前児童のみでカウント)			小学校就学後の兄弟がいる場合		
		1人目	同時在園 2人目	同時在園 3人目以降	世帯における 第2子	世帯における 第3子以降	
年収が360万円未満相当の世帯	ひとり親世帯等（市町村民税所得割が77,100円以下）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	ひとり親等以外の世帯（市町村民税所得割が57,700円未満）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
年収が360万円以上相当の世帯	ひとり親世帯等（市町村民税所得割が77,101円以上）	4,500 (700)	2,250 (350)	0 (0)	2,250 (350)	0 (0)	
	ひとり親等以外の世帯（市町村民税所得割が57,700円以上）	4,500 (700)	2,250 (350)	0 (0)	2,250 (350)	0 (0)	

(1) 市町村民税は、配当控除、住宅借入金等特別控除、寄付控除等の一部税額控除額を足し戻した金額を使用します。

(2) 原則として児童の父母の税額を適用しますが、家庭状況によりその家計の主宰者（児童の父母以外）とする場合もあります。

(3) 基準額表において、複数当てはまる場合は一番低い料金が適用されます。

(4) 長時間保育料は、3歳以上児は18：30以降の利用に限り30分700円（月額）となり、副食費と同一の減免率が適用されます（7：30～18：30は無償化の範囲内）。

塩尻市独自の減免制度について

制度上、多子のカウントの年齢制限がされてしまう多子世帯に対して、塩尻市独自の減免を適用し、保育料の軽減をしています。

減免内容		減免率
塩尻市独自の減免制度	世帯における第2子	50%
	世帯における第3子以降	100%